

平成27年度 第3回 西宮市農業委員会総会議事録

1、開催日時：平成27年6月22日（月）14時30分から15時15分まで

2、開催場所：西宮市役所東館701会議室

3、出席委員（15人）

会長	1番	吉田 昭光
会長職務代理者	2番	坂口 文孝
委員	3番	上向井 賢二
	4番	佐藤 みち子
	5番	岡田 義治
	6番	茶谷 勝視
	7番	大前 輝雄
	8番	松本 俊治
	9番	森畑 義明
	10番	奥村 幸弘
	11番	丸 幸良
	12番	松田 秀夫
	13番	二本松 義人
	14番	高田 孝
	15番	前田 豊

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

議案第5号 非農地証明書交付の件

報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第9号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	増尾 尚之
係長	水田 正清
主査	吉田 順二

議長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。
定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会いたします。
委員一同 本日の出席委員は在任する選挙による委員10名のうち出席数は10
議長 名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくこと
にしてご異議ございませんか。
(異議なし)
議長 異議なしとのことでございますので、12番の松田委員と13番の二
本松委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしくお願いいし
ます。
それでは、これより議案審議に入ります。まず、議案第5号「非農地
事務局 証明書交付の件」を上程いたします。
事務局の説明をお願いいたします。
それでは説明いたします。議案第5号「非農地証明書交付の件」でござ
いますが、議案書1ページに2件ございます。
【議案書朗読】
番号1の申請農地について、現況は雑木林・山野となって20年以上
経過しており、農地に復元することが不可能であることが明らかである
と判断したものです。番号2の申請農地について、事務局が現地調査を
行ったところ、現況としては建物があり、また非農地となって20年以
上経過していることが願出添付書類から確認することができています。
以上で議案の朗読並びに説明を終わります。
議長 事務局の説明は終わりました。
次に番号1については、地元委員の説明をお願いします。茶谷委員お
願います。
茶谷委員 議案第5号の1番についてご説明いたします。申請地は添付の地図で
お解かりいただけたと思いますが、阪急バス「前坂バス停」から北へ約
520メートルのところにあります。なお、申請地へ行くには国見台の
外周道路が関係者以外立ち入り禁止で封鎖されているため、前坂バス停
からハイキング道の山道に入り、徒歩でないと行けないところありま
す。申請地については樹齢30年以上はたっている松の木などが生え、
落ち葉も堆積している状態で、一帯は雑木林で覆われて日当たりも悪く、
水路も崩れ落ちたまま、道らしき道も無い状況などから、少なくとも
20年以上耕作は出来ていないものと判断できます。つきましては申請
地の3筆について、農地への復元は著しく困難と思われるので、非農
地証明を交付しても問題は無いと考えます。以上で地元委員の説明を終

わかります。

議 長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。

松本委員 20年経過したとはどういう意味か。今後も生産緑地でも宅地として20年経ったから非農地証明出せとなるのではないか。地元としてどうか。農業委員会としてどうか その辺を考慮して判断すべきだ。

茶谷委員 地元としても、今回の現地調査で初めてこんな農地があるとわかった次第です。

松本委員 放っていた地主も悪い。固定資産税はどうなっている。

事務局 調整区域内の農地で、免税点以下の農地となっています。

松本委員 そのような状況なら証明出しても、また10年くらい放っておかれてしまうのではないか。

事務局 申請者からの申立書によれば、開発公団の開発買収により、農地への道がなくなり現地に入れなり、耕作できなくなったとのこと。

松本委員 農地には水利権もある。事務局の説明では、耕作出来なくなったから放っていてもよいということになってしまう。今後もこうしたことが起こりうるのでよく考えてもらいたい。申請地2についても農地に建物は建てられないはずである。課税状況はどうなっている。

事務局 課税状況を調べて次回報告させていただきます。

議 長 では申請地1については承認し、申請地2については課税状況を次回報告することを条件に承認することとします。

事務局 それでは、これより報告案件に入ります。まず報告第8号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。報告第8号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件非農地証明書交付の件」でございしますが、議案書2ページに1件ございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の説明は終わりました。本報告に対してご質問はございませんか。

委員一同 (質問無し)

議 長 質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第9号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは説明いたします。報告第9号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書3ページに3件ございます。

【議案書朗読】

議 長 5月に実施した現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

委員一同 事務局の説明は終わりました。本報告に対してご質問はございませんか。

議 長 (質問無し)

委員一同 質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、追加議案に入ります。議案第6号「農業委員の辞任につき同意を求める件」を上程いたします。本案件につきましては、農業委委員会等に関する法律第24条第1項並びに農業委員会会議規則第10条の規定により上向井委員並びに佐藤委員が除斥の対象になりますので、おそれいたしますが議場から退席をお願いします。

議 長 (対象委員退席)

事務局 それでは事務局の説明をお願いします。

議 長 (提案概要説明)

委員一同 事務局の説明は終わりました。本報告に対してご意見はございませんか。

議 長 (意見なし)

委員一同 ご意見もないようですので、本件は同意することにしてご異議ございませんか

議 長 (異議なし)

委員一同 異議なしとのことですので議案第6号「農業委員の辞任につき同意を求める件」につきましては同意することに決定します。

議 長 (対象委員帰席)

委員一同 ただ今議案第6号「農業委員の辞任につき同意を求める件」につきましては同意することに決定しましたのでご報告申し上げます。上向井委員並びに佐藤委員におかれましては、短い期間ではございましたが、農業委員としてご尽力いただきまして誠にありがとうございました。今後もご活躍をお祈りしますとともに、西宮市の農政にも引き続きご指導を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。それでは辞任される委員に

一言づつご挨拶をお願いします。

(上向井委員、佐藤委員挨拶)

議 長

ありがとうございました。以上をもちまして本日予定しておりました議案審議並びに報告案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会します。